

第2次日野市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

令和2年3月6日制定

(設置)

第1条 第2次日野市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、多様化する市民のニーズに対応し、市民がスポーツに親しみやすい環境を実現する計画とするため、第2次日野市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、その内容を市長に報告する。

- (1) 計画の素案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 公募市民 2人以内
- (3) スポーツ団体関係者 3人
- (4) 教職員または教職経験者 1人
- (5) 関係行政職員 9人以内

2 前項の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、期間を定めてこれを延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業スポーツ部文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する日をもってその効力を失う。

第2次日野市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

令和4年4月1日制定

第2次日野市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱（令和2年3月6日制定）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日現在において、この要綱の施行日前の第2次日野市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱第3条に規定する委員の任にあった者は、令和3年4月1日以降も引き続きその任にあったものとみなす。